

「ビジネスと人権と国際協力銀行(JBIC)の環境社会配慮」資料:
セーフガード政策の重要性と限界

2020年12月1日
「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
田辺 有輝

自己紹介

- NPO法人「環境・持続社会」研究センター(JACSES)・プログラム・コーディネーター(常勤)
 - 民間銀行・保険会社の投融资方針をスコアリング(Fair Finance Guide)
 - 公的金融機関(JBIC・JICA等)の石炭火力発電への融資停止に向けた提言活動
 - 損害保険会社の石炭火力発電への保険引き受けの停止に向けた提言活動
- 外務省開発協力適正会議委員
- JICA環境社会配慮助言委員
- ジェトロ環境社会配慮諮問委員
- NGO Forum on ADB国際運営委員
- Fair Finance Guide International運営委員

開発金融における人権侵害を回避するために

- Q1: 開発金融機関のガイドラインの文言をどう改善するか？
- Q2: ガイドラインの適切な実施をどのように確保するか？
- Q3: ガイドライン以外の政策・体制をどう改善するか？

**Q1: 開発金融機関のガイドラインの文言を
どう改善するか？**

- 基準強化(汚染に関する世銀基準の強化等)
- 社会的No Go Zoneの明確化(住民の生計回復が困難なエリア、条件、補償体系)
- 人権状況の把握(住民・専門家・人権NGOへの聞き取り要件化)
- 情報公開の強化(翻訳版EIA・モニタリングレポート・非開示規定の厳格化等)
- 適切な住民協議(過剰警備の回避等)
- 説明責任の確保(住民レターへの返答要件化)
- 記録の保全・検証可能性の確保(補償合意文書の手交)

Q2: ガイドラインの適切な実施をどのように確保するか？

- ガイドラインや異議申立制度の周知
- 実施機関の人権配慮・ガバナンス強化
- 開発金融機関によるより能動的な問題発見プロセスの確保(モニタリング予算・体制の強化)
- 融資契約の改善(実施機関=性善説の打破)
- ウォッチ系NGOの強化(資金が集まる仕組みの構築、専門家養成)

Q3: ガイドライン以外の政策・体制をどう改善するか？

- 首脳・大臣による案件プレッジの回避or妥当性・適切性等の条件明示
- インフラ輸出目標額発表の廃止or形骸化・迅速化回避等の条件明示
- 現地にとっての適正技術の選択確保(タイド援助→アンタイド援助拡大)